

# 訴 状

2019年6月18日

富山地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 岩 淵 正 明

原告 別紙原告目録記載のとおり

原告訴訟代理人 別紙原告訴訟代理人目録記載のとおり

被告 別紙被告目録記載のとおり久和進，金井豊，石黒伸彦，尾島志朗，水野弘一  
違法行為差止請求事件

## 請求の趣旨

- 1 被告らは，北陸電力株式会社を代表して，
  - (1) 石川県羽咋郡志賀町赤住1所在の志賀原子力発電所1号機及び2号機を運転してはならない
  - (2) 核燃料を購入してはならない
  - (3) 核燃料を石川県羽咋郡志賀町赤住1所在の志賀原子力発電所1号機及び2号機並びにその敷地内に搬入してはならない
  - (4) 志賀原子力発電所1号機及び2号機に代替高圧注水設備を設置してはならない
  - (5) 志賀原子力発電所1号機及び2号機に代替残留熱除去設備を設置してはならない
  - (6) 志賀原子力発電所1号機及び2号機の再稼働を前提とした行為（(1)ないし(5)記載の各行為を除く。）をしてはならない
- 2 訴訟費用は，被告らの負担とする  
との判決並びに仮執行宣言を求める。

## 請求の原因

### 目次

第 1 当事者ら .....	1
第 2 違法行為 .....	1
1 善管注意義務及び忠実義務違反 .....	1
2 本件原発の再稼働ないし再稼働を前提とした行為を行うことは善管注意義務及び忠実義務に反すること .....	2
(1) 原発事故のリスク .....	2
ア 原発事故の被害 .....	2
イ 原発事故のリスク評価 .....	4
ウ 地震大国日本における原発事故のリスク .....	4
エ 本件原発の敷地内断層の活動性が否定できないこと .....	5
オ 北陸電力の経理的基礎及び技術的能力は不十分であること .....	6
カ 原子力損害賠償制度 .....	6
キ 本件原発の事故リスクは経営上許容できないものであること .....	7
(2) 使用済核燃料を発生させること .....	7
ア 高レベル放射性廃棄物処分問題 .....	7
イ 増大する使用済核燃料プールの危険性 .....	8
(3) 回収の見通しが立たない膨大なコスト .....	8
ア 膨大な安全対策費・維持費 .....	8
イ 低い稼働率 .....	9
ウ 再稼働の見通しが全く立っていないこと .....	10
(4) 再生可能エネルギー導入の機会損失 .....	10
(5) 電力供給に問題はないこと .....	11
(6) 世論と北陸電力の社会的責任 .....	12
(7) 小括 .....	12

3	請求の趣旨記載の各行為	13
第3	回復することができない損害が生ずるおそれ	13
1	はじめに	13
2	重大事故発生時の損害	14
3	高レベル放射性廃棄物の処分費用	14
4	回収の見通しが立たない膨大なコスト	14
5	再生可能エネルギー導入の機会損失	15
6	社会的評価の低下	15
第4	結語	16

## 第1 当事者ら

- 1 北陸電力株式会社（以下「北陸電力」という。）は、石川県羽咋郡志賀町赤住1に志賀原子力発電所（以下原子力発電所を「原発」という。）1号機及び2号機（以下志賀原発1号機及び2号機を併せて「本件原発」という。）を設置する電力会社である。

北陸電力は、「地域社会との共生」、「未来を照らすエネルギーを届けたい」と標榜している。

- 2 被告らは、北陸電力の代表取締役である。

被告らは、福島第一原発事故を目の当たりにした現在においてもなお本件原発を再稼働しようとしている。

- 3 原告らは、6か月前から引き続き北陸電力の株式を有する株主である。

原告らは、被告らが本件原発の再稼働ないし再稼働を前提とした行為を行うことにより北陸電力に回復することができない損害を生じさせるおそれがあり、ひいては、地域住民、将来世代等にも回復することができない損害を生じさせるおそれがあることから、会社法360条1項及び3項に基づく差止めを求め、本訴を提起した。

## 第2 違法行為

### 1 善管注意義務及び忠実義務違反

被告らは、北陸電力の取締役として、善管注意義務及び忠実義務を負っているところ（会社法330条、民法644条、会社法355条）、北陸電力を代表して請求の趣旨第1項記載の本件原発の再稼働ないし再稼働を前提とした行為を行おうとしているが、これは、後記2のとおり、善管注意義務及び忠実義務に反する違法行為となる。

## 2 本件原発の再稼働ないし再稼働を前提とした行為を行うことは善管注意義務及び忠実義務に反すること

### (1) 原発事故のリスク

#### ア 原発事故の被害

##### (ア) 福島第一原発事故の被害

福島第一原発事故では1, 2及び3号機で冷却機能を喪失して核燃料が溶融（メルトダウン）するという重大事故が発生し、国際原子力事象評価尺度で最悪のレベル7に相当する大量の放射性物質が外部に放出された。定期検査中の4号機でも冷却機能を喪失したため、使用済核燃料プールで重大事故が発生して東日本が壊滅するという最悪シナリオが想定されたが、期せずして隣のプールの水が4号機のプールに入ったことから、幸いにして最悪シナリオは現実のものとはならなかった（甲1<sup>1</sup>、甲2<sup>2</sup>）。

福島第一原発事故により約90万テラベクレルの放射性物質が大気中に放出され、福島県内の約1800平方キロメートルもの広大な土地が放射線管理区域に相当する年間約5ミリシーベルト以上の汚染地域となった（甲1<sup>3</sup>）。福島県では16万4865人が避難し、現在もなお4万人以上が避難している（甲3<sup>4</sup>）。福島県では震災関連死が2250人と被災3県の中で群を抜いて多い（甲4<sup>5</sup>）。事故発生当時18歳以下の子どもを対象にした福島県の健康調査によれば、207人が甲状腺がん及

---

<sup>1</sup>東京電力福島原子力発電所事故調査委員会「国会事故調報告書」160頁

<sup>2</sup>近藤駿介「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」15頁

<http://www.asahi-net.or.jp/~pn8r-fjsk/saiakusinario.pdf>

<sup>3</sup>「国会事故調報告書」329頁

<sup>4</sup>福島県「ふくしま復興ステーション」

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/list271.html>

<sup>5</sup>復興庁「東日本大震災における震災関連死の死者数（平成30年9月30日現在調査結果）」別紙1

[http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-6/20181228\\_kanrenshi.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-6/20181228_kanrenshi.pdf)

びその疑いがあると診断されている（甲 5<sup>6</sup>）。

福島第一原発事故を発生させた東京電力については、当初、破綻処理すべしという議論もあったが、国が設立した原子力損害賠償機構が過半数の株式を 1 兆円で取得した結果、事実上国有化された。廃炉、賠償、除染、中間貯蔵等の福島第一原発事故に関連して確保すべき資金の総額について、国は当初の想定約 1 兆円を大きく上回る約 2 兆円と見込んでいるが（甲 6<sup>7</sup>）、公益財団法人日本経済研究センターは 8 兆円を上回ると試算している（甲 7<sup>8</sup>）。いずれにせよ、純資産約 1. 5 兆円の北陸電力が簡単に破綻する規模の損害額である。

#### （イ）海外における原発事故被害の評価

上記のとおり、福島第一原発事故では甚大な被害が発生したが、幸いにして想定された最悪シナリオは回避された。チェルノブイリ原発事故では炉内のヨウ素 131 の約 50%、セシウム 137 の約 30%が環境に放出されたが、福島第一原発事故ではヨウ素 131 で約 2～8%、セシウム 137 で約 1～3%の放出にとどまった（甲 8<sup>9</sup>）。

ドイツのシンクタンク、ライプチヒ保険フォーラムは、原発事故の平均的な被害額について、5. 9 兆ユーロ（約 7 兆 3 兆円）と試算している（甲 9<sup>10</sup>）。

---

<sup>6</sup>第 3 3 回「県民健康調査」検討委員会参考資料 1 「甲状腺検査結果の状況」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/303578.pdf>

<sup>7</sup>東京電力改革・1 F 問題委員会「東電改革提言」 2 1 頁

[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy\\_environment/touden\\_1f/pdf/008\\_01\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy_environment/touden_1f/pdf/008_01_00.pdf)

<sup>8</sup>公益財団法人日本経済研究センター「事故処理費用、40 年間に 3 兆 5 兆～ 8 兆円に」

[https://www.jcer.or.jp/jcer\\_download\\_log.php?post\\_id=43790&file\\_post\\_id=43792](https://www.jcer.or.jp/jcer_download_log.php?post_id=43790&file_post_id=43792)

<sup>9</sup>環境省「チェルノブイリと福島第一の放射性核種の推定放出量の比較」

<https://www.env.go.jp/chemi/rhm/h29kisoshiryo/h29kiso-02-02-05.html>

<sup>10</sup>総合資源エネルギー調査会発電コスト検証ワーキンググループ（第 3 回会合）資料 1 「原子力発電」 5 8 頁

[https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic\\_policy\\_subcommittee/mitoshi/cost\\_wg/003/pdf/003\\_05.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/mitoshi/cost_wg/003/pdf/003_05.pdf)

## イ 原発事故のリスク評価

原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会が算定した国内の原発の重大事故発生実績に基づく評価によれば、福島第一原発1、2及び3号機の事故を3事故として評価した場合、重大事故の発生頻度は500炉年に1回となり（甲10<sup>11</sup>）、これは、50基の原発が稼働した場合、10年に1回重大事故が発生する計算となる。

事故リスクの定量的な評価手法としては、確率論的リスク評価（PRA）があるが、重大事故にかかるPRAの手法が確立されていないため（甲11<sup>12</sup>）、本件原発においても実施されていない。被告らは、福島第一原発事故が発生してもなお本件原発を再稼働しようとしているが、その判断にあたって重大事故のリスク評価すら行っていない。

## ウ 地震大国日本における原発事故のリスク

事故発生前、福島第一原発で30年以内に震度6強以上の地震が起きる確率は、0.0%とされていた（甲12<sup>13</sup>）。本件原発で問題となる内陸地殻内地震についても、2016年4月に発生した熊本地震を引き起こした布田川断層帯のマグニチュード7級の地震発生確率は30年以内に1%未満とされていた（甲13<sup>14</sup>）。日本の原発において観測された最大地震加速度が設計地震加速度を超過する事例は、2005年以降に確認されただけでも5ケースに及んでいる（甲1<sup>15</sup>）。この超過事例には、本件原発

---

<sup>11</sup>原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会（第3回）資料3「原子力発電所の事故リスクコストの試算」13頁

<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/tyoki/hatukaku/siryo/siryo3/siryo3.pdf>

<sup>12</sup>原子力委員会「確率論的リスク評価手法（PRA）について」3～4頁

<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siryo2014/siryo16/siryo1-1.pdf>

<sup>13</sup>経済産業省「30年以内に震度6強以上の地震が起きる確率」

[http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/9482678/www.meti.go.jp/speeches/data\\_ed/pdf/kakuritsu\\_30year.pdf](http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/9482678/www.meti.go.jp/speeches/data_ed/pdf/kakuritsu_30year.pdf)

<sup>14</sup>内閣府「地震災害」

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/hokenkyousai/jishin.html>

<sup>15</sup>「国会事故調報告書」193頁

で観測された能登半島地震の事例も含まれている。

瀨瀬一起東京大学地震研究所教授は、地震という自然現象は、本質的に複雑系の問題で、理論的に完全な予測をすることは原理的に不可能なところがあり、また、実験ができないので過去の事象に学ぶしかないが、地震は低頻度の現象で学ぶべき過去のデータが少ないという「三重苦」のために地震の科学には限界があり、東北地方太平洋沖地震ではまさにこの科学の限界が現れてしまったと述べている（甲14<sup>16</sup>）。

石橋克彦神戸大学名誉教授は、1997年から、地震大国日本の原発で直下や近傍の大地震によって「原発震災」が起こる可能性は現実的な問題であると警鐘を鳴らしていたが（甲15<sup>17</sup>）、国も電力会社もこの警鐘に全く耳を傾けなかった結果、福島第一原発事故が発生してしまった。そして、石橋名誉教授は、日本海側の原発はどこでも、直下でマグニチュード7級の大地震が起こっても不思議ではないと述べているところ（甲15<sup>18</sup>）、本件原発の近傍でも多くの活断層の存在が確認されている。

## エ 本件原発の敷地内断層の活動性が否定できないこと

直下の活断層は、たとえ地震の揺れが大きくななくても、地表に大きなずれを生じさせ、原発施設の機能を喪失させるおそれがあるため、新規規制基準も将来活動する可能性がある活断層のない地盤に安全上重要な施設を設置することを求めている。

しかし、原子力規制委員会の「志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」は、本件原発の敷地内のS-1、S-2及びS-6断層について、いずれも活動性を否定できないとする評価書を取りまとめた

---

<sup>16</sup>岡田義光，瀨瀬一起，島崎邦彦「地震の予測と対策：「想定」をどのように活かすのか」（岩波書店「科学」2012年6月号所収）636頁

<sup>17</sup>石橋克彦「原発震災」（岩波書店「科学」1997年10月号所収）724頁  
[https://www.iwanami.co.jp/kagaku/K\\_Ishibashi\\_Kagaku199710.pdf](https://www.iwanami.co.jp/kagaku/K_Ishibashi_Kagaku199710.pdf)

<sup>18</sup>「原発震災」721頁



いる（甲16<sup>19</sup>）。

#### オ 北陸電力の経理的基礎及び技術的能力は不十分であること

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「国会事故調」という。）は、経営規模の小さい北陸電力と日本原子力発電を名指しして、原発事故を収拾させるために必要な経理的基礎や人的リソースに関しては、全く不十分であり、このような経営規模の電力会社が原発事故を起こしてしまった場合には、収拾させるプロセスにおいても著しい困難を経験することになり、自力での完遂が頓挫する可能性さえ現実的であるといわざるを得ないと述べている（甲1<sup>20</sup>）。本件原発は、2011年以降運転を停止しているため、同年以降に北陸電力に入社した社員の運転経験がないなど、技術的能力の低下が原子力規制委員会でも問題とされている（甲17<sup>21</sup>）。

#### カ 原子力損害賠償制度

原賠法に基づく原子力損害賠償制度は、原子力事業者に無過失・無限の賠償責任を課すとともに、原子力損害賠償責任保険への加入等の損害賠償措置を講じることを義務づけているが、賠償措置額は1200億円にとどまっている。このうち、地震、噴火及び津波による事故は、保険会社が引き受けられないため、政府の補償契約に回されている。（甲18<sup>22</sup>）

このように原発事故のリスクは、保険会社ですら引き受けられないものになっている。国会事故調も現行の原子力損害賠償制度においては重大事故発生時の経理的基礎の不足を補完する実効的な手立てが未確立であるこ

---

<sup>19</sup>原子力規制委員会志賀原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合「北陸電力株式会社志賀原子力発電所の敷地内破砕帯の評価について」

<http://www.nsr.go.jp/data/000148581.pdf>

<sup>20</sup>「国会事故調報告書」189頁

<sup>21</sup>原子力規制委員会「平成29年度原子力規制委員会 第51回臨時会議議事録」8頁

<http://www.nsr.go.jp/data/000212628.pdf>

<sup>22</sup>文部科学省「制度の概要」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/genshi\\_baisho/gaiyou/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/gaiyou/index.htm)

とは明らかである旨述べている（甲1<sup>23</sup>）。

**キ 本件原発の事故リスクは経営上許容できないものであること**

以上によれば、本件原発の事故リスクが北陸電力の経営上許容できないものであることは明らかである。

**(2) 使用済核燃料を発生させること**

**ア 高レベル放射性廃棄物処分問題**

本件原発が再稼働した場合、使用済核燃料を発生させる。

使用済核燃料を含む高レベル放射性廃棄物の処分については、2000年に「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が施行されたが、処分地選定の目途すら立っていない状況である。福島第一原発事故により放射性物質の危険性が明るみになった現在、処分地選定はいっそう困難になっている。そもそも、万年単位に及ぶ超長期にわたって安定した地層が日本にあるのかという問題があり、日本学術会議も「日本は火山活動が活発な地域であるとともに、活断層の存在など地層の安定性には不安要素がある。さらに、万年単位に及ぶ超長期にわたって安定した地層を確認することに対して、現在の科学的知識と技術的能力では限界があることを明確に自覚する必要がある。」と述べている（甲19<sup>24</sup>）。

原発を設置する電力会社は、原発の運転に伴って生じる使用済核燃料等の量に応じて、高レベル放射性廃棄物の地層処分にかかる拠出金を原子力発電環境整備機構（NUMO）に納付することを法律上義務づけられているところ、これを電気料金に上乗せする形で顧客に負担させているが（甲20<sup>25</sup>）、上記のとおり、処分地選定の目途すら立っていないことから、

---

<sup>23</sup> 「国会事故調報告書」189頁

<sup>24</sup> 日本学術会議「高レベル放射性廃棄物の処分について」5頁  
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-k159-1.pdf>

<sup>25</sup> 原子力発電環境整備機構「拠出金」  
<https://www.numo.or.jp/tsumitate/kyoshutsu.html>

上記拠出金ひいては電気料金の値上げも十分想定される場所である。

高レベル放射性廃棄物処分の見通しすら立っていない現状において、本件原発を再稼働させ、使用済核燃料を発生させることは、将来世代に負の遺産を押し付ける無責任極まりない行為であり、「未来を照らす」北陸電力の社会的責任として許される行為ではない。

## イ 増大する使用済核燃料プールの危険性

国は、使用済核燃料を再処理し、高速増殖炉で再利用する「核燃料サイクル」を推進していたが、高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉が決まり、上記核燃料サイクルは破綻した。使用済核燃料の再処理を行う六ヶ所再処理工場は、当初1997年の完成を予定していたが、度重なるトラブル等の影響で24回にわたって完成時期が延期され、使用済核燃料は、各原発の使用済核燃料プール等に溜まり続けている。

本件原発の使用済核燃料プールは、福島第一原発と同様、原子炉建屋の最上部という地震、竜巻、テロ等の対策の観点から危険性の高い位置に設置されている。

前記(1)ア（ア）のとおり、福島第一原発事故では使用済核燃料プールで重大事故が発生して東日本が壊滅するという最悪シナリオがぎりぎりのところで回避されたが、本件原発を再稼働してプール内のホットな使用済核燃料を増やす行為は、最悪シナリオ実現の可能性を増大させる危険な行為である。

## (3) 回収の見通しが立たない膨大なコスト

### ア 膨大な安全対策費・維持費

福島第一原発事故を受けて、新規制基準が制定され、不十分ながらも追加の安全対策が要求されることとなり、北陸電力は、志賀原発2号機の安

全対策費として1000億円台の後半と見込んでいるが（甲21<sup>26</sup>）、他の原発の例を見ればこれより膨らむ可能性があり、さらにテロ対策施設「特定重大事故等対処施設」の工事費が加わることになる。特定重大事故等対処施設の工事費については、北陸電力は明らかにしていないが、川内原発が約2200億円、玄海原発が約2400億円（甲22<sup>27</sup>）、高浜原発が約1300億円（甲23<sup>28</sup>）、大飯原発が約1300億円（甲24<sup>29</sup>）と見込まれているところ、工事が大規模・長期化し、さらに工事費が膨らむ可能性が高い。

そして、原発は運転していなくても膨大な維持費がかかり、本件原発についても年間450億円を超える維持費がかかっており（甲25<sup>30</sup>）、速やかに廃炉にすべきである。

## イ 低い稼働率

本件原発の運転開始から2012年度までの稼働率は、50.8%にとどまっており、これは、原発を保有する他の電力会社と比較しても、最低の稼働率である（甲26<sup>31</sup>）。これは、これまで度重なる事故、トラブル等により運転停止を繰り返していたことによる。その中でも、1999年には制御棒の引抜けによる臨界事故が発生したが、北陸電力は、これを隠

---

<sup>26</sup>北陸電力株式会社「志賀原子力発電所 安全性向上施策の工事計画変更について」

<http://www.rikuden.co.jp/press/attach/1810310301.pdf>

<sup>27</sup>毎日新聞「九電社長 原発停止時「値上げは選択肢」 テロ対策施設未完成で」

<https://mainichi.jp/articles/20190426/k00/00m/020/255000c>

<sup>28</sup>朝日新聞「原発経費、重い負担 停止中にも維持費、テロ対策も」

<https://www.asahi.com/articles/ASK6H5PYNK6HPLFA00M.html>

<sup>29</sup>産経新聞「関電の原発7基の安全対策費、総額1兆円超え」

<https://www.sankei.com/west/news/190308/wst1903080037-n1.html>

<sup>30</sup>北陸電力「有価証券報告書 平成29年度」75頁

<http://www.rikuden.co.jp/library/attach/201806yuuka.pdf>

<sup>31</sup>独立行政法人原子力安全基盤機構「原子力施設運転管理年報 平成25年度版（平成24年度実績）」35頁

<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10207746/www.nsr.go.jp/archive/jnes/atom-pdf/unkan/unkanhp2013/book1/book.pdf>

蔽し、2007年まで公表しなかったため、著しく信頼を損ない、運転停止を命じられた。近年も2016年に原子炉建屋内に雨水が流入するというあり得ないトラブルが発生している。(甲27<sup>32</sup>) 本件原発のこれまでの運転状況の経過からすれば、本件原発を再稼働したとしても、今後も事故、トラブル等が発生し、低い稼働率にとどまる可能性が高い。

#### ウ 再稼働の見通しが全く立っていないこと

前記(1)エのとおり、新規規制基準適合性審査において、本件原発の敷地内の断層の活動性が否定されていないことから、再稼働の見通しは全く立っていない状況であり、このような状況の中で再稼働を前提とした上記のような膨大なコストを負担することは著しく不合理である。

#### (4) 再生可能エネルギー導入の機会損失

北陸電力が本件原発の再稼働に固執し、再稼働を前提とした膨大なコストを負担することは、再生可能エネルギー導入の機会損失につながる行為である。

再生可能エネルギーを取り巻く状況は、大きく変貌してきている。再生可能エネルギーは従来、エネルギー安全保障と環境面でメリットがあるものの、経済面では課題があった。しかし、世界的には、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い発電コストが急速に低減し、他の電源と比べてもコスト競争力のある電源となってきたおり、それがさらなる導入につながる好循環が生じている。さらに、エネルギー、経済成長と雇用、気候変動等に関する持続可能な開発目標(SDGs)を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の国連での採択や、世界全体で今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡の達成を目指すとする「パリ協定」の発効により、再生可能エネルギーを積極的に調達しようとするといった需要

---

<sup>32</sup>石川県「運転状況の主要経過」

<http://atom.pref.ishikawa.jp/powerplant/keika.html>

家ニーズの多様化とも相まって、再生可能エネルギーへの投資が強力にけん引されている。

現状、日本においては、再生可能エネルギーの担い手は発電事業を本業としない小規模な事業者が多く、大規模な発電事業者による再生可能エネルギーへの投資が進んでいないが、資金調達コストを含めたコストダウンを進めるためには、大規模発電事業者が再生可能エネルギーへ積極的に投資していくことが期待される。北陸電力は、9電力会社（北海道電力、東北電力、東京電力、北陸電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力及び九州電力）の中では最も経営規模が小さいが、現状再生可能エネルギーの担い手となっている事業者と比べれば格段に経営規模が大きい。電力自由化の中で北陸電力が生き残るためには、原発に投じている膨大なコストを9電力会社の中で先んじて再生可能エネルギー導入に投じることが求められる。

#### (5) 電力供給に問題はないこと

本件原発は、2011年以降現在に至るまで稼働していないが（甲26<sup>33</sup>）、北陸電力の電力供給には全く問題がない状況である。2018年夏においても予備率が最小でも8.5%あった（甲28<sup>34</sup>）。2018年9月22日には定格出力70万キロワットの七尾大田火力発電所2号機が火災で運転を停止したが、北陸電力の電力供給に問題は生じていない。同年11月21日にはLNG（液化天然ガス）発電の富山新港火力発電所1号機（42万キロワット）が稼働し、2019年夏も最大需要局面において予備率7.6%が確保される見通しとなっている（甲29<sup>35</sup>）。

被告らは、本件原発が停止している中、今後の気温影響、大型電源のトラ

---

<sup>33</sup>「原子力施設運転管理年報 平成25年度版（平成24年度実績）」35頁

<sup>34</sup>北陸電力「今夏（7、8月）の電力需給実績について」  
<http://www.rikuden.co.jp/press/attach/18092002.pdf>

<sup>35</sup>北陸電力「今夏の電力需給見通しについて」  
<http://www.rikuden.co.jp/press/attach/19042603.pdf>

ブル等の不確定要素を考慮すると、厳しい需給状況となると発表しているが（甲 2 9<sup>36</sup>）、上記のとおり、最大需要局面においても十分な予備率が確保される見通しとなっており、本件原発の再稼働の必要性の判断の前提となる電力供給の見通しに関する事実認識を誤っている。

上記過去の電力需給の実績及び今後の電力需給の見通しからすれば、本件原発の再稼働が必要ないことは明らかである。

## (6) 世論と北陸電力の社会的責任

北陸電力は、「地域社会との共生」、「未来を照らすエネルギーを届けたい」と標榜している。北陸電力は、市民生活及び企業活動に欠かせない電気を供給する、北陸地方を代表する会社であり、民間企業ではあるが、世論を無視することは許されず、また、持続可能な開発を行うことが社会的責任として要請される。

福島第一原発事故発生後に実施されたどの世論調査でも「脱原発」が多数となっている状況に鑑みれば、北陸電力は、本件原発の再稼働に固執することなく、早急に脱原発にシフトすることが求められる。そして、地域社会を破滅させるリスクがある本件原発を再稼働すること、将来世代に核のゴミという負の遺産を押し付けることは、上記北陸電力の社会的責任に反する許されない行為である。

## (7) 小括

上記本件原発の事故リスクは経営上許容できないものであること ((1)), 再稼働により使用済核燃料が発生すること ((2)), 回収の見通しが立たない膨大なコスト ((3)), 再生可能エネルギー導入の機会損失 ((4)), 本件原発を再稼働しなくても電力供給に問題はないこと ((5)), 世論と北陸電力の社会的責任 ((6)) のいずれの点からしても、本件原発の再稼働ないし再稼働を前

---

<sup>36</sup> 「今夏の電力需給見通しについて」

提とした行為は、被告らの善管注意義務及び忠実義務に反する違法行為となるし、また、上記(1)ないし(6)記載の各事実を併せて考慮すれば、本件原発の再稼働ないし再稼働を前提とした行為が被告らの善管注意義務及び忠実義務に反する違法行為となることはいっそう明らかとなる。

### 3 請求の趣旨記載の各行為

- (1) 被告らが北陸電力を代表して請求の趣旨第1項(1)記載の本件原発の再稼働を行うことは、善管注意義務及び忠実義務に反する違法行為となる。
- (2) 北陸電力は、福島第一原発事故発生後、本件原発が新規規制基準適合性審査に合格していないにもかかわらず、2011年11月30日、2012年5月11日及び2016年9月6日に核燃料を本件原発に搬入している（甲27<sup>37</sup>）。

請求の趣旨第1項(2)記載の核燃料の購入及び同(3)記載の核燃料の搬入は、本件原発の再稼働を前提とする行為であるから、被告らが北陸電力を代表してこれらを行うことは、善管注意義務及び忠実義務に反する違法行為となる。

- (3) 被告らは、北陸電力を代表して、請求の趣旨第1項(4)記載の代替高圧注水設備の設置及び同(5)記載の代替残留熱除去設備の設置を行おうとしているが（甲21<sup>38</sup>）、これらは、本件原発の再稼働を前提とする行為であるから、善管注意義務及び忠実義務に反する違法行為となる。
- (4) 請求の趣旨第1項(6)は、同(1)ないし(5)記載の各行為以外の本件原発の再稼働の前提とする各行為を包摂するものである。

## 第3 回復することができない損害が生ずるおそれ

### 1 はじめに

北陸電力は、監査役設置会社であるため、取締役の違法行為によって回復す

---

<sup>37</sup> 「運転状況の主要経過」

<sup>38</sup> 「志賀原子力発電所 安全性向上施策の工事計画変更について」



ることができない損害が生ずるおそれがあるときに違法行為の差止めが認められるところ（会社法360条3項）、下記のとおり、本件原発の再稼働ないし再稼働を前提とした行為によって北陸電力に回復することができない損害が生ずるおそれがある。

## 2 重大事故発生時の損害

前記第2・2(1)ア、カのとおり、福島第一原発事故の損害額は約22兆円ないし80兆円超と試算されているが、これは最悪シナリオがぎりぎりのところで回避された結果であり、原発事故の平均的な被害額は5.9兆ユーロ（約730兆円）という試算もある一方、原子力損害賠償責任保険による賠償措置額は1200億円にとどまっている。したがって、本件原発においてひとたび重大事故が発生すれば、純資産約1.5兆円の北陸電力が簡単に破綻する規模の回復することができない損害が生ずるおそれがあることは明らかである。

## 3 高レベル放射性廃棄物の処分費用

前記第2・2(2)アのとおり、高レベル放射性廃棄物の処分については、処分地選定の目途すら立っていないことから、処分費用が現在の想定を大幅に上回る可能性がある。現に想定費用は2012年度に合計3兆4351億円であったものが（甲30の1<sup>39</sup>）2017年度には合計3兆8262億円に改定され（甲30の2<sup>40</sup>）、約4000億円増加している。

処分費用が高くなれば、北陸電力に課せられる拠出金も高くなり、回復することができない損害が生ずるおそれがある。

## 4 回収の見通しが立たない膨大なコスト

本件原発は、敷地内の断層の活動性が否定されていないことから、再稼働の

---

<sup>39</sup>資源エネルギー庁「特定放射性廃棄物の最終処分費用及び拠出金単価の改定について 平成24年12月19日」2頁

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000095215>

<sup>40</sup>資源エネルギー庁「特定放射性廃棄物の最終処分費用及び拠出金単価の改定について 平成29年12月23日」2頁

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000168049>

見通しが全く立っていない状況であるにもかかわらず、被告らは、本件原発の再稼働を前提とした安全対策工事を進めようとしている。前記第2・2(3)のとおり、北陸電力は、志賀原発2号機の安全対策費として1000億円台の後半と見込んでいるが、他の原発の例を見ればこれより膨らむ可能性があり、さらに特定重大事故等対処施設の工事費が加わることになる。本件原発の特定重大事故等対処施設の工事費については、北陸電力は明らかにしていないが、他の原発の例を見れば、1000億円から場合によっては3000億円規模になることも考えられる。

そして、前記第2・2(3)のとおり、本件原発は、全く稼働していないにもかかわらず、年間450億円超の維持費が発生しており、上記安全対策費と合わせてこのような膨大なコストを回収できる見通しは立っておらず、北陸電力に回復することができない損害が生ずるおそれがある。

## 5 再生可能エネルギー導入の機会損失

前記第2・2(4)のとおり、電力自由化の中で北陸電力が生き残るためには、原発に投じている膨大かつ回収の見込みのないコストを9電力会社の中で先んじて再生可能エネルギー導入に投じることが求められ、これが実現できれば、今後の再生可能エネルギーを中心とする電力業界において優越的地位を占め、果ては世界と伍して戦えるプレーヤーになることも決して夢ではない。

北陸電力がリスクもコストも見合わない本件原発の再稼働に拘泥し、再生可能エネルギー導入の機会を失うことは、回収の見込みのない膨大なコストをかける反面、将来得られるはずの大きな利益を失うものであり、回復することができない損害が生ずるおそれがある。

## 6 社会的評価の低下

被告らは、福島第一原発事故を目の当たりにしてもなお、有識者が敷地内の断層の活動性を否定できないと結論付けてもなお、重大事故が発生すれば地域社会を破滅させるとわかっていながらなお、将来世代に核のゴミという負の遺

産を押し付けることになるにもかかわらず、脱原発が世論の大勢であるとわかっていながらも、本件原発の再稼働を進めようとしているが、これは、北陸電力の社会的評価を著しく低下させる行為である。

電力自由化が始まった現在において、北陸電力にとって社会的評価は極めて重要であり、上記のような社会的評価の低下は、北陸電力の企業価値を著しく損なうものであり、回復することができない損害が生ずるおそれがある。

#### 第4 結語

- 1 北陸電力は、企業としての行動原則を、「低廉で良質なエネルギーを安定的にお届けします」、「新たな価値・サービスを提供し、北陸と共に発展します」、「挑戦と創造のスピリットで、未来を切り拓きます」とホームページにおいて表明している。

輸入に頼らざるを得ず、使用済みとなると処理のできない「ゴミ」となる燃料を用いた発電ではなく再生可能エネルギーでの発電を行うことは低廉で良質なエネルギーを安定的に供給することになる。そして、福島第一原発事故のような悲惨な事故が生じるリスクを北陸の地から撤廃し、原発から再生可能エネルギーへシフトし産業構造の転換を図ることは、新たな価値・サービスを提供し、北陸と共に発展することに他ならない。さらに、他の電力会社のように原発に拘泥することなく新たな発電事業に身を投じることは、挑戦と創造のスピリットで、未来を切り拓くものである。

このように原発事業から撤退し、再生可能エネルギーへとシフトすることは、まさに北陸電力の行動原則に合致するものであり、取締役の善管注意義務・忠実義務の履行に他ならない。しかも、原発は、今後、衰退していく可能性がある上、処理できない「ゴミ」を生み続けるにも関わらず維持管理に膨大な費用や高度な技術を要するものであり、北陸電力の事業規模や技術力に見合った施設ではない。北陸電力が地域社会と共生し、未来を照らすエネルギーを届ける

ためには、身の丈に見合わない本件原発の再稼働に向けた活動を即刻中止すべきである。

以上より、被告らが請求の趣旨第1項記載の本件原発の再稼働ないし再稼働を前提とした行為を行うことは、北陸電力に対して負っている善管注意義務及び忠実義務に反する違法行為であり、北陸電力に回復することができない損害を生じさせるおそれがある。

2 原告らは、北陸電力の株主総会において、幾度にもわたり本件原発の廃炉を求めてきた。しかし、被告らを含む歴代の代表取締役は、本件原発の維持推進の経営方針を変えない。

そればかりか被告らを含む歴代の代表取締役は、2014年以降、本件原発を廃炉とすべきとの株主提案に対し、提案理由説明と質疑の時間を極めて短く制限したり、株主の質問に対しおざなりな回答をしたりするなど、不誠実な対応に終始している。2018年の株主総会においては、原発の運転期間が40年に制限されたことに鑑み運転開始から25年を経過した志賀原発1号機について廃炉の具体的な検討を行うべきではないかとの株主の質問に対し、被告石黒伸彦は、現時点では廃炉は考えていないが300年も500年も続けるという話ではないなどと述べ、株主の質問の意図を歪曲し小馬鹿にしたような答弁を行った。

このような被告らにはもはや、善管注意義務・忠実義務の任意の履行は期待できない。

3 よって、原告らは、被告らに対し、会社法360条1項及び3項に基づき、請求の趣旨第1項記載の各行為の差止めを求める。

以 上